

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

長崎県民として平戸市民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要である。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長崎県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、平戸市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくものとする。

【国民保護措置の全体の仕組み】



市の事務

事務又は業務の大綱

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

* 資料編に掲載

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、平戸島、度島、高島、生月島、大島の有人島及び九州本土西北部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されており、平戸島は九州本土の西に位置し、平戸大橋により九州本土と結ばれ、生月島は平戸島の西に位置し、平戸島と生月大橋で結ばれている。

大島及び度島は平戸島の北に高島は平戸島の南に位置し、交通手段は船舶のみとなっている。田平地域は、本土の内陸地域と接している。

面積は、235.5 km²で、地形の特徴としては平坦地が少なく、起伏の多い地形となっており、海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、西海国立公園に指定されている。

河川は総じて短小で、最大が神曾根川の9.35 kmである。地方港湾は平戸港をはじめ6港で、港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾(以下「56条港湾」という。)が7港ある。漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。



(2) 気候

本市の気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は15～16℃、年間平均降水量は約2,100 mmで、特に6月から9月の間に多い。

平戸市の平年値

(平戸特別地域気象観測所)

要素		月												年
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気温	平均	6.6	6.8	9.6	13.8	17.5	20.8	24.8	26.0	23.0	18.6	13.7	9.0	15.9
	最高	9.1	9.5	12.6	17.1	21.0	23.7	27.5	29.0	25.8	21.5	16.6	11.7	18.7
	最低	4.0	4.1	6.6	10.7	14.6	18.5	22.8	23.7	20.7	15.7	10.8	6.2	13.2
相対湿度(%)		64	65	69	75	78	86	88	83	79	70	67	64	74
風速(m/s)		3.9	3.9	3.7	3.3	3.0	3.0	3.2	3.0	3.3	3.2	3.3	3.6	3.4
日照時間(h)		93.8	109.0	148.0	173.2	190.9	134.8	160.3	201.9	160.0	175.9	131.6	107.0	1,786.4
降水量(mm)		89.5	95.8	148.9	194.3	196.7	346.6	346.9	234.9	224.9	90.7	108.8	64.1	2,142.1

統計期間：1971年～2000年

(3) 人口分布

本市の人口は、平戸地区（亀岡～崎方町）に集中しており、全体の約30%となっている。

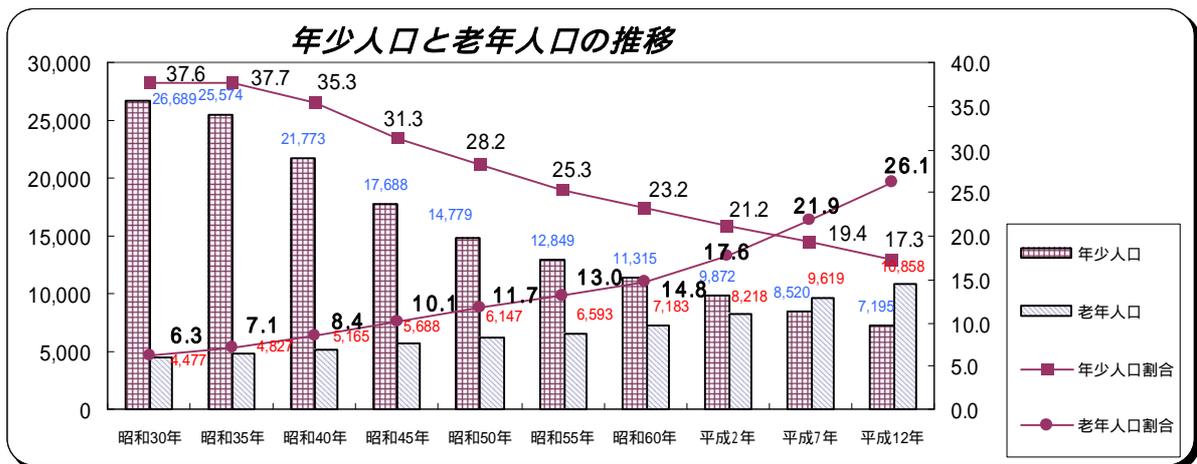
また、平成12年の国勢調査による本市の人口は41,586人、世帯数13,739世帯である。

人口をみると平成2年から平成7年までの5年間に実数で2,606人、割合で5.6%の減少、平成7年から平成12年までに2,308人、割合で5.4%の減少と、依然として減少傾向にある。

年齢別人口では、昭和30年は年少人口（0～14歳）37.6%、生産年齢人口（15～64歳）56.1%、老年人口（65歳以上）6.3%だったが、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口割合は昭和35年に「高齢化社会」とされる7%を超え、昭和60年に「高齢社会」とされる14%を超えた。

また、平成7年には初めて老年人口が年少人口を上回り、老年人口割合は21.9%、年少人口割合は19.4%に達し、平成12年には老年人口割合は26.1%と4人に1人以上の割合となった。

世帯数については、昭和30年は13,166世帯だったが、平成12年には13,739世帯となり、人口の減少に相反して穏やかな増である。また、1世帯当たりの平均世帯人員は、昭和30年が約5.4人に対し、平成12年が約3.0人となっている。



(4) 道路の概要等

【平戸地区】

平戸は、主島である平戸島のほか、度島、高島の有人島と、その周辺に点在する大小35の島々からなっており、国道383号は、志々伎町から平戸大橋までの平戸島を縦断する重要な路線であり、その延長34.7kmである。

県道は、主要地方道平戸田平線、主要地方道獅子津吉線、一般県道田ノ浦平戸港線、一般県道薄香港線の4路線、78.6kmである。これらは、国道383号に連結する重要な路線である。

市道は、地域社会に密着し日常の生活や地場産業の振興にとって重要な位置を占めており、1級市道は26路線、延長72km、2級市道は44路線、延長61.6km、その他の市道は1,245路線、446.5kmとなっている。総延長580.1kmのうち約31.1%の180kmが改良済で、うち1級及び2級市道は、約73.9%の98.7kmが改良されているものの市道全体での改良率は、低い状況である。

【生月地区】

生月は、平戸島の西方に位置する島で、平成3年に生月大橋の架橋により平戸本島と結ばれている。

島内の道路は主要地方道平戸生月線が南北に縦断し、市道は1級市道8路線2級市道12路線とその他にも農道等があり、その路線網は地形的な条件から路線は多数を数える。

主な市道は主要地方道に結ばれ、島内の動脈的な役割を担いまた、その他の市道についても生活・交流及び通学路としても重要な役割を担っている。

【田平地区】

田平は、国道204号線が馬蹄形で町全体を網羅しており、その延長は約13,300mである。国道383号は平戸島と本土を結ぶ、陸上で唯一の路線として利用されている。

県道は、一般県道田平港線(152号線)は延長約150m、一般県道以善田平港線(221号線)は延長約6,080m、一般県道北松公園平戸口線(230号線)は約2,880mあり、市道は1級市道14路線、2級市道20路線、一般市道192路線でその他にも農道等があり、東西南北に路線が延び道路網が構成されている。

近隣の高速道路は、1時間内で長崎県佐世保大塔IC、長崎県佐世保三川内ICの2つが存在する。

まず国道については、東は伊万里広域圏、南は佐世保広域圏、西は平戸島を結ぶ主要な道路であり、生活・流通の主幹となる重要な道路である。

また、県道についても、一般県道田平港線(152号線)、一般県道以善田平港線(221号線)、一般県道北松公園平戸口線(230号線)のいずれも生活・通学道路として動脈的役割を持つ重要な道路である。

市道の幹線道路については、国道・県道を骨組とし近隣市町との連結にも大きく影響している県道並みの重要な役割を果たす道路であり、住民生活に大きく貢献している。

しかしながら、交通の多様化や車両の大型化が進む中、全体的に道幅が狭く、カーブが多いなど歩行者や通行車両に配慮した改良を行う余地がまだ多く残積されている。

【大島地区】

大島は、本土より約15km離れた玄界灘に浮かぶ孤島で、島内の道路は一般県道大根坂的山線(159号線)を主に、市道は1級市道3路線、2級市道10路線、一般市道144路線でその他にも農道等があり東西南北に路線が延び道路網が構成されている。

まず県道については、大根坂地区を起点とし西宇戸、前平、神浦地区を経て終点的山地区までの区間が約8,700mであり、全地区を結ぶ主要な道路で通学道路としても利用されている島内の動脈的役割を持つ重要な道路である。

また、市道について幹線道路は、そのほとんどが県道と連結し、島内の産業にも大きく影響しており、県道並みの重要な役割を果たす道路であり、住民生活に大きく貢献しているところである。

しかし、本土の道路と比較すると全体的に離島特有の道幅が狭く、カーブが多いなど改良の余地がまだ多く見受けられる。

特に、集落内の住宅が集中する所においては、市道であっても改良が困難であり車の離合さえできないところが多々あり、有事の際の消防自動車、衛生車などの通行に大きな影響を及ぼしているのが現状である。

(5) 鉄道、港湾、ヘリポートの位置等

鉄道は、松浦鉄道が、本市田平町に4つの駅(西田平駅、田平平戸口駅、中田平駅、東田平駅)が存在し、田平町の南に面する江迎方面から田平町中心部を通過して、同町東へ位置する松浦方面にのびている。



【松浦鉄道】

旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、佐世保駅から有田駅(佐賀県有田町)まで93.8km計57駅の区間を北松浦半島沿いに結ぶ、地域に密着した公共交通機関として重要な役割を果たしている。

港湾は、平戸港をはじめ地方港湾が6港、56条港湾が7港、漁港は大小33港あり、水深4m以上、延長50m以上の港湾が5港ある。

ヘリポートは、4箇所があり、大島ヘリポート(平戸市大島村前平 1921)、生月ヘリポート(平戸市生月町里免)、度島ヘリポート(平戸市度島町度島浦)、津吉ヘリポート(平戸市辻町下鮎川)、それぞれに所在しており、着陸適地として学校グラウンド等がある。

(6) 医療機関等

医療機関の配置状況は、人口集中地区の平戸市街地に古くから民間の開業医が多く、平戸島北部地区に柿添病院、北川病院、明星会病院等がある。また、農山漁村を抱える、平戸島中・南部地区においては、平戸市民病院が重要な役割を果たしている。

生月地区は生月病院が地域医療機関として重要な役割を果たしている。

田平地区は、北部を中心に私立の青洲会病院、谷川病院、柿本医院等が開設されている。

離島である大島、度島においては、唯一の医療機関として大島診療所を昭和31年に、度島診療所を昭和34年に公立で設置している。

市内医療機関の一覧表

* 資料編に掲載

国民保護措置を実施する上での課題

国民保護措置を実施する上での課題としては、平戸島、度島、高島、生月島、大島の有人島の住民を限られた交通手段で迅速かつ安全に避難させることであり、高齢者が4人に1人の割合で存在することから、高齢者及び障害者の避難対策をどのように行っていくかが最重要課題である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

（1）攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム の 破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル及び駅等の爆破、フェリー及び汽車等の爆破

（2）攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来